

# 神奈川大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とし、専攻分野を付記するものとする。

2 前項の規定により付記する専攻分野は別表1のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、修士及び博士について、当該研究科が適当と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学士の学位授与要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項の規定により修士論文又は特定の課題についての研究成果(以下「修士論文等」という。)の審査を申請するには、修士論文等3部(正本1部、副本2部)を作成し、修士学位論文提出届又は特定の課題についての研究成果提出届を添付し、指導教授を通じ、研究科委員長に提出するものとする。ただし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

3 前項の規定により修士論文等の審査を申請し得る者は、修士課程又は博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、当該研究科の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくとも修士論文等を提出することができる。

4 外国語の学力に関する認定は、1か国語について行う。

5 前2項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。

(博士の学位授与要件)

第5条 博士の学位は、次の各号の者に対し授与する。

(1) 本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者。

(2) 本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認された者。

2 前項第1号の規定により博士の学位授与を申請するには、博士論文3部(正本1部、副本2部)を作成し、論文要旨及び履歴書を添え、指導教授を通じ研究科委員長に提出するものとする。

3 前項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、すでに所定の単位(博士前期課程において修得した単位を含む。)を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

4 前項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。

5 第1項第2号の規定により博士の学位を得ようとする者は、学位申請書類(別表4)に学位論文(正本1部、副本4部)及び所定の学位論文審査手数料(別表5)を添え、その論文の審査を受けようとする研究科委員会を指定して、学長に提出するものとする。

6 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで博士の学位を得ようとする場合も、前項の規定による。ただし、学位論文審査手数料については退学後5年以内に限り免除する。

(専門職学位の授与要件)

第5条の2 専門職学位は、本大学院学則の定めるところにより、専門職大学院の課程を修了した者に授与する。

(学位論文審査員)

第6条 研究科委員会は学位論文(修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。)の審査及びこれに関連する試験等を実施するため、指導教授を主査として当該研究科の担当教員3名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて本大学院学則第6条第1項に規定された者以外の本学教員、他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

(審査期間)

第7条 修士論文等の審査並びに最終試験は、当該論文の提出期間後おおむね2か月以内に、また、博士論文の審査並びに最終試験は、当該論文提出後、おおむね1年以内に終了するものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は学位論文を中心として、これに広く関連する授業科目にわたって行う。

2 最終試験施行の日時は、各研究科ごとにおおむね統一して行うものとし、大学院委員会において決定する。

(学識の確認)

第9条 第5条第1項第2号により学位を請求した場合は、学位申請者が専攻学術に関し、本大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同等以上に広い学識を有することを確認するものとする。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで5年以内に博士の学位を得ようとする場合は、前項の学識の確認を免除することができる。

(研究科委員会の審査手続)

第10条 学位論文の審査手続は、各研究科委員会の定めるところによる。

(学位授与の決定及び授与)

第11条 研究科委員会において学位論文の審査及び試験に合格した者に対しては、大学院委員会の審議を経て、学長が学位を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「神奈川大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に、既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、大学院委員会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。なお、その公表に際しては、その当該論文の要約に「神奈川大学審査学位論文の要約」と明記するものとする。また、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本大学名を「学士(法学・神奈川大学)」「修士(法学・神奈川大学)」「博士(法学・神奈川大学)」及び「法務博士(専門職・神奈川大学)」のように付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第15条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、その学位を取り消すものとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別表2及び別表3から別表3の5までのとおりとする。

(学位論文の保存)

第17条 審査を終了した学位論文は本学図書館に保存することとする。

(学則の準用)

第18条 その他本規程に定めるもの以外は、本大学学則又は本大学院学則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第19条 大学に係る本規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

2 大学院に係る規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

：

(中略)

：

附 則(平成18年4月1日改正)

1 本学位規程は平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、経済学部貿易学科、工学部電気電子情報工学科、応用化学科及び経営工学科、第二法学部法律学科、第二経済学部経済学科及び貿易学科、第二工学部機械工学科及び電気電子情報工学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月15日改正)

1 本学位規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則(平成21年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、工学部電子情報フロンティア学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正)

1 本学位規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1(第2条第2項関係)

学部	学科	学位名称	学部	学科	学位名称
法学部	法律学科	学士(法学)	理学部	数理・物理学科	学士(理学)
	自治行政学科	学士(行政学)		情報科学科	
経済学部	経済学科	学士(経済学)		化学科	
	現代ビジネス学科	学士(商学)	生物科学科		
経営学部	国際経営学科	学士(国際経営学)	工学部	機械工学科	学士(工学)
外国語学部	英語英文学科	学士(文学)		電気電子情報工学科	
	スペイン語学科			物質生命化学科	
	中国語学科			情報システム創成学科	
	国際文化交流学科			経営工学科	
人間科学部	人間科学科	学士(人間科学)	建築学科		

研究科	専攻	博士前期課程 学位名称	博士後期課程 学位名称	専門職学位名称
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)	博士(法学)	
法務研究科	法務専攻			法務博士(専門職)
経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)	博士(経済学)	
経営学研究科	国際経営専攻	修士(経営学)	博士(経営学)	
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	修士(文学)	博士(文学)	
	中国言語文化専攻	修士(文学)	博士(文学)	
人間科学研究科	人間科学専攻	修士(人間科学)	博士(人間科学)	
理学研究科	情報科学専攻	修士(理学)	博士(理学)	
	化学専攻	修士(理学)	博士(理学)	
	生物科学専攻	修士(理学)	博士(理学)	
工学研究科	機械工学科専攻	修士(工学)	博士(工学)	
	電気電子情報工学専攻	修士(工学)	博士(工学)	
	応用化学専攻	修士(工学)	博士(工学)	
	経営工学専攻	修士(工学)	博士(工学)	
	建築学専攻	修士(工学)	博士(工学)	
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	修士(歴史民俗資料学)	博士(歴史民俗資料学)	

別表2 (略)

別表3 (第16条関係)

修第 割印 号

学 位 記

校 印

氏 名  
年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の博士前期(修士)課程  
において所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果の審  
査及び最終試験に合格したことを認める

神奈川大学大学院 研究科委員会  
委員長 氏 名 職印

上記委員長の認定により修士( )の学位を授ける

年 月 日

神奈川大学長 氏 名 職印

別表3の2 (第16条関係)

修第 割印 号

学 位 記

校 印

氏 名  
年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の博士前期(修士)課程  
において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格  
したことを認める

神奈川大学大学院 研究科委員会  
委員長 氏 名 職印

上記委員長の認定により修士( )の学位を授ける

年 月 日

神奈川大学長 氏 名 職印

別表3の3 (第16条関係)

博甲第 割印 号

学 位 記

校 印

氏 名  
年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の博士課程  
において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格  
したことを認める

神奈川大学大学院 研究科委員会  
委員長 氏 名 職印

上記委員長の認定により博士( )の学位を授ける

年 月 日

神奈川大学長 氏 名 職印

別表3の4 (第16条関係)

博乙第 割印 号

学 位 記

校 印

氏 名  
年 月 日生

本学に博士の学位論文を提出しその審査及び試験に合格し  
かつ所定の学力を有するものと認める

神奈川大学大学院 研究科委員会  
委員長 氏 名 職印

上記委員長の認定により博士( )の学位を授ける

年 月 日

神奈川大学長 氏 名 職印

法務博第 割印 号

学 位 記



校 印

氏 名  
年 月 日生

本学大学院法務研究科法務専攻所定の課程を修めて本学大学院を修了したことを認め法務博士(専門職)の学位を授与する

年 月 日

神奈川大学大学院法務研究科委員会

委員長 氏 名 

神奈川大学長 氏 名 

別表 4 学位申請関係書類の様式（第5条第5項関係）

(1) 第5条第5項の規定による学位申請書の様式

<b>学 位 申 請 書</b>	
貴学学位規程第5条第1項第2号の規定により論文に論文要旨、履歴書及び論文審査 手数料を添えて、博士（                      ）の学位の授与を申請いたします。	
年      月      日	
氏                      名      ㊞	
神奈川大学長	殿

備 考      学位申請書は2通，論文は正副合わせて5通（参考論文についても同様），論文要旨は5通（4,000字以内），  
履歴書2通を提出すること。

(2) 学位申請書添付書類の様式

(1) 論文目録の様式

<b>論 文 目 録</b>	
学 位 論 文	1 . 題 目 2 . 公表の方法及び時期 3 . 部 数
参 考 論 文	1 . 題 目 2 . 公表の方法及び時期 3 . 部 数
そ の 他 の 論 文 目 録	1 . 題 目      （発表年月）（発表機関名）
年      月      日	
学位申請者	
氏                      名      ㊞	

- 備 考
- (1) 論文目録は5通提出すること。
  - (2) 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
  - (3) 参考論文が2種類以上あるときは、列記すること。
  - (4) 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。
  - (5) その他の論文目録は学位論文及び参考論文以外のすべての論文について、発表順に年月を追って記載すること。

(口) 第5条第5項の規定による履歴書の様式

<b>履 歴 書</b>		
本籍又は国籍 現住所	氏 名	年 月 日生
学 歴	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
職 歴	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
研 究 歴	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
上記のとおり相違ありません		
年 月 日		
氏 名 ㊦		

備 考 (1) 学歴は、旧制の中学校または新制の高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記載すること。

(2) 本大学院博士後期課程所定の単位を修得済の者は、その単位取得証明書を添付すること。

別表5 学位論文審査手数料 (第5条第5項関係)

学 位 請 求 者	手 数 料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、本大学院学則24条に規定する修業年限内に論文を提出する者。	無 料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後5年以内に論文を提出する者。	免 除
その他の者。	15 万 円